

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人及行旅死亡人取扱法 <p>第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス ③ 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム <p>第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|---|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|---|
| 根拠法令 抜粋 | <p>・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (目的)</p> <p>第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。</p> |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|---|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 ・ 統計法 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (被保護者就労支援事業) 第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。 ・ 生活保護法施行令 ・ 生活保護法施行規則 |

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (被保護者健康管理支援事業) 第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。 ・ 生活保護法施行令 ・ 生活保護法施行規則 |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・ 生活保護法施行令・ 生活保護法施行規則 |

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・ 生活保護法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (医療扶助) 第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又は治療材料 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 六 移送 ・ 生活保護法施行令 ・ 生活保護法施行規則 ・ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (生活保護法の一部改正) 第八条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。 以下省略 |

| | |
|------------|---|
| 法的 実施根拠 | あり |
| 根拠法令 抜粋 | <p>・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金要綱</p> <p>第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的</p> <p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項（以下「経済対策」という。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。</p> |